第二図　千葉西総合病院ヘリポート

官　報　告

国　家　試　験

平成 24 年普及指導員資格試験（公告）

農業改良助長法施行規則（平成17年農林水産省令第４号。以下「施行規則」という。）第６条の規定に基づき、平成24年において実施する普及指導員資格試験（以下「試験」という。）に関し、次のように公告する。

平成 24 年５月７日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

１　試験方法

試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、次に掲げる方法により行う。なお、口述試験は、書類審査及び筆記試験に合格した者に対して実施する。

⑴　書類審査

施行規則第７条の規定により提出された業績報告書に記載された農業又は家政（以下「農業等」という。）に関する実務経験について、それが普及指導活動に必要な技能を習得することができるものであるか否かの判定を行う。

⑵　筆記試験

次に掲げる課題について行う。

ア　審査課題ア

次表の左欄に掲げる項目について、農業等に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

イ　審査課題イ

次表の右欄に掲げる項目のうちから受験者が１項目を選択して受験するものであって、農業等に関する高度かつ専門的な技術に関する知識及びその応用能力の有無を判定する内容のもの

ウ　審査課題ウ

農業の現場における課題を解決するのに必要な地域の現状の把握、普及指導計画の策定及び現場の指導等に関する企画立案の能力並びに普及指導活動手法に関する知識の有無を判定する内容のもの

審査課題ア（必須項目）	審査課題イ（選択項目）
農業概論 （食料・農業・農村をめぐる情勢 食料・農業・農村に関する政策 農業技術・経営及び農村生活に関する知識 知的財産権に関する知識）	作物 園芸 畜産 土壌及び肥料 植物保護 労働・機械及び農作業 地域計画 流通及び加工 経営管理

注：平成23年４月から同年８月までの間に、継続的に岩手県、宮城県及び福島県の区域内（以下「特定区域内」という。）に居住し、又は在勤していた者のうち、平成17年４月１日前に農業改良助長法の一部を改正する法律（平成16年法律第53号）による改正前の農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の３第２項に規定する改良普及員資格試験に合格した者（農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第９号）による改正前の農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）附則第２項の規定により改良普及員資格試験に合格したものとみなされた者を含む。以下「改良普及員資格試験合格者等」という。）については、その申請により、審査課題ア及びイを免除する。